

質問 28 の補足資料

令和 10 年度以降の着工となった場合に、循環型社会形成推進交付金が減額となることについては、下記通知等による。

1. 一般廃棄物焼却施設の建設トン単価上限値の設定について

別紙 1 環境省通知 環循適発第 240329921 令和 6 年 3 月 29 日

「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について(通知)」

2. 令和 10 年度以降より別紙 1 の通知が適用される内容について

別紙 2 循環型社会形成推進交付金交付要綱 別表 1 備考 1

環循適発第 24032921 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額
(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物の処理施設整備に関しては、近年ダイオキシン類対策を行った廃棄物処理施設の更新需要が増えており、増加傾向となっている。また、地方自治体の廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後さらなる増加が見込まれている。令和 5 年 6 月には、令和 5 年度～令和 9 年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、その中で「施設の整備に当たっては、その費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、広域化・集約化による効率的な施設整備の取組に加え、長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを縮減することが必要である。」と記載されている。

今後は、持続可能な適正処理の確保とともに、3R 等の資源循環の更なる推進や、CO₂ 分離回収設備の導入など将来的に更なる脱炭素化への対応も必要であり、廃棄物処理施設のトータルコスト縮減の取組がより一層必要となってくる。また、人口減少に加え 3R 等の資源循環の推進により焼却量の減少が見込まれる中、過大な規模の施設整備は稼働率やエネルギー回収量の低下など、非効率な運用の一因となりえ、施設の長寿命化・延命化に加え、更新時に施設規模を適正化し処理システム全体の最適化を図ることはトータルコストの縮減に繋がるとともに、ライフサイクル全体の脱炭素化（エネルギー回収含む）の観点からも重要である。今後の新たな施設整備にあたっては、処理量減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が

必要となる。

以上の内容を踏まえ、循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化を行うこととし、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき事業を実施する民間事業者)に対して周知願いたい。

記

単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定について

(1) 建設トン単価上限値の設定に係る考え方

循環型社会形成推進交付金等を用いて平成30年度以降に一般廃棄物焼却施設の整備を実施した事例の建設トン単価を集計し、年度ごとに建設工事費デフレーターを適用し標準化を実施した。その上で、標準化された建設トン単価を用いて分位点回帰と呼ばれる手法を用いて施設規模に対応する建設トン単価を算出する回帰式を求める。この際、施設規模に対応する建設トン単価は同一施設規模における75パーセンタイル(データを小さい順に並べた際に全体の75%に該当する値)となるように設定するとともに求めた回帰式を踏まえて、施設規模帯ごとに一律となるよう補正を行う。上述の手続きを経て設定される施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定は別紙のようになる。

※30t/日未満の施設については、島しょ部などの地形的要因を受ける可能性が高いこと等を踏まえて、現段階での交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の導入は行わない。また、600t/日以上以上の施設については、現時点において実績が少ないこと等を踏まえて、一律の交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)としている。

(2) 建設工事費デフレーターの適用について

(1) 建設トン単価上限値の設定に係る考え方で示した交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)については、建設資材の高騰の影響等を考慮する必要があることから建設工事費デフレーター(建設総合_土木総合_公共事業_土木_2_環境衛生)を参考とし毎年度末に見直しを検討する予定である。また、今後の着工実績を踏まえて交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の妥当性について定期的に検証を行い、一般廃棄物焼却施設の建設工事を取り巻く情勢を踏まえ必要に応じて見直しを検討する。なお、交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の適用については工事着工年度の値を適用するものとするが、工期中にスライド条項を

適用する場合については、スライド条項適用年度から竣工までの期間において、交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)についてもスライド条項適用年度における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を適用することが出来る。

(別紙) 施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	1 5 0 百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	1 3 0 百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	1 0 7 百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	9 5 百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	8 8 百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	8 2 百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	7 8 百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	7 5 百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	7 2 百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	7 0 百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	6 8 百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	6 6 百万円/ (t/日)
600t/日以上	6 4 百万円/ (t/日)

(参考) 建設トン単価上限値の算出過程

<建設トン単価の実績値の算定>

- ・ 上限の設定のために利用する実績値は、循環型社会形成推進交付金等を用いて平成30年度以降に着工した焼却施設とした。
- ・ 上記の事例の建設トン単価は、交付額を交付率で割り戻して求めた「交付対象経費」を、整備した施設の規模 (t/日) で除すことによって算出した。
- ・ 上記で算出した建設トン単価は、着工時点での物価水準での単価であるため、建設工事費デフレーター(建設総合_土木総合_公共事業_土木 2_環境衛生)を用いて、平成30年度から令和4年度に着工した施設のトン単価は、令和5年度 (※令和5年4月～10月の平均値) の物価水準に補正した。ここで、各年度の補正係数は着工年度に対して適用した。

<建設トン単価の実績値を利用した75パーセンタイルの導出>

- ・ 令和5年度の物価水準に補正されたトン単価 (補正後トン単価) から、分位点回帰と呼ばれる手法を用いて、ある規模 X における75パーセンタイルに相当する建設トン単価 Y を求める回帰式を求める。
- ・ 分位点回帰とは、任意の分位点 (分布を分割する値で、50% : 50%に分割する値は中央値) における回帰式を求める手法である。例えば、一次式 ($y=ax+b$) で分位点回帰する場合は、以下の式を最小化する未知変数 (a, b) を決定することになる。 ρ はピンボール損失関数などと呼ばれ、分位点の予測に適した関数である。 δ はモデル関数と測定値との誤差を表す。

$$\min. \sum_i \rho_{\tau}(\delta_i)$$

$$\rho_{\tau}(\delta) = (\tau-1) * \delta \quad (\delta \leq 0) \quad \text{or} \quad \tau * \delta \quad (\delta > 0)$$

$$\delta_i = y_i - f(x_i) = y_i - (ax_i + b)$$

τ は求めたい分位点で、今回であれば0.75 (75パーセンタイル) となる。
ここで、 i は分析に利用したデータ要素の番号を示す。

- ・ 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(平成18年)にあるように、化学プラント建設工事の分野では、建設工事価格はプラント規模の0.6乗に比例するという経験則が良く知られている。これを建設工事単価にすると、以下の式から建設工事単価はプラント規模の-0.4乗に比例するといえる。

$$(\text{建設工事価格}) = b * (\text{プラント規模})^{0.6}$$

$$(\text{建設工事単価}) = (\text{建設工事価格}) / (\text{プラント規模}) = b * (\text{プラント規模})^{-0.4}$$

- ・ 0.6乗則に基づく-0.4乗はあくまで経験則であることから、仮にプラント規

模の a 乗に比例すると仮定すると、今回求めたい回帰式は、建設トン単価を Y、施設規模を X とすると、 $Y=b*X^a$ と表現できる。この求めたい回帰式の両辺の常用対数を取り、式変形することによって、以下の一次式を得ることができる。

$$\log_{10}Y=\log_{10}b*X^a=\log_{10}b+\log_{10}X^a=\log_{10}b+a*\log_{10}X=a*\log_{10}X+\log_{10}b$$

$$Y' = a*X' + b'$$

(ここで、 $Y' = \log_{10}Y$ 、 $X' = \log_{10}X$ 、 $b' = \log_{10}b$)

- 各事例の補正後トン単価と施設規模の常用対数をとったデータセット (Y' 及び X') において分位点回帰を実行することで回帰式を決定する a 及び b' を得ることができる。分位点回帰によって、 $a=-0.28307$ 、 $b' = 2.594787$ を得たため、以下の式変形によって、 $Y=393.4*X^{-(0.28307)}$ の関係式を得た。

$$Y' = a*X' + b'$$

$$(\log_{10}Y)=a*(\log_{10}X)+b' * \log_{10}10=\log_{10}X^a+\log_{10}10^{b'}=\log_{10} 10^{b'} * X^a$$

$$Y=10^{b'} * X^a$$

- 各施設規模区分において下限となる施設規模 (50t/日以上 100t/日未満であれば 50t/日) を上記の式に代入して 75 パーセントに相当する建設トン単価を求め、その区間の交付対象経費上限として設定する。

別紙（改正後全文）

循環型社会形成推進交付金交付要綱

第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施及び都道府県が中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032923号）に基づく長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「長期広域化・集約化計画」という。）の策定に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1の第1項から第19項に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）及び都道府県が実施する別表1の第20項に掲げる事業をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第 3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口 5 万人以上又は面積 400 km² 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象とする。なお、別表 1 の第 20 項に掲げる事業を実施する場合は都道府県を対象とする。
2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 離島地域 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する区域
 - (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 2 条に規定する山村
 - (5) 半島地域 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の 2 分の 1 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

第 4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年以内とする。なお、別表 1 の第 20 項に掲げる事業については、令和 6 年度から令和 9 年度までとする。

第 5 交付限度額

1. 交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B + 1/4 \times C$$

- A：別表1の第1項、第2項、第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。）、第4項（高効率発電に必要な設備を除く。）、第5項から第9項まで及び第11項から第15項までの事業（第13項のうち「浄化槽設置整備事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙。以下「浄化槽設置整備事業実施要綱」という。）に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、第14項のうち「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙。以下「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」という。）に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は除く。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- B：別表1の第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。）、第4項（高効率発電に必要な設備に限る。）、第10項の事業、第13項（浄化槽設置整備事業実施要綱に定める浄化槽災害復旧事業のうち、特定非常災害に指定され、かつ浄化槽の被害により当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業並びに環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業に限る。）、第14項（公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業に限る。）及び第20項ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- C：別表1の第19項の事業として、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額（ただし、令和8年度までの間に限り、Aに掲げる事業として算出することができるものとする。）

2. 長期広域化・集約化計画に沿って令和7年度以降に新たに着工する事業であって、計画処理区域内の対象施設を2施設以上廃止するとともに計画処理区域の構成市町村数が2市町村以上増加する場合又は計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合に限り、前項によらず、交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島

地域を含む。)及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 2/5 \times D + 3/5 \times E + 1/2 \times F + 1/3 \times G$$

D : 別表1の第1項、第3項(高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。)ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

E : 別表1の第3項(高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。)の、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

F : 別表1の第3項を整備する際の廃焼却施設の解体費用であって、新たな施設が設置される市町村等の廃焼却施設の解体費用

G : 別表1の第3項を整備する際の廃焼却施設の解体費用であって、計画処理区域内におけるFを除く廃焼却施設の解体費用

3. 前2項について、市町村が、PFI法第8条に基づき選定した民間事業者(以下「PFI事業者」という。)に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A、B、C、D及びEにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times H - I$$

H : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

I : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 単年度交付額の算定にあたっては、総事業費から寄付金その他収入を控除して算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

3. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限

り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

- (1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産について財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び平成20年10月17日付け環廃対発第0801017004号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」に基づき行うものとする。
- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業（別表1の第20項に掲げる事業を除く）を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県知事の確認を受けた上で環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 計画の基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間

- ウ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- エ プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容
- オ 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況
- カ 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況
- (2) 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）
- (3) 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）
- (4) 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）
- (5) 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）
- (6) 関連するその他の施策
- (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (8) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する第11の事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料

の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はP F I事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

1. 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、新要綱第3の交付対象とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに地域計画、一般廃棄物処理計画等に記載されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の交付金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の交付金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、経過措置団体はなお新要綱第3の交付対象とする。
2. 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。
3. 別表1の第13項のうち浄化槽設置整備事業実施要綱に定める污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び第14項のうち公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業については、令和8年度までに限り交付対象とする。
4. 別表1の第13項について循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）別表3-2に定める浄化槽法附則第11条第1項に基づく特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置の基準額並びに別表1の第13項のうち浄化槽設置整備事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（イ）の要件を満たす事業及び第14項のうち公共浄化槽等整備推進事業実施要綱に定める環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（ウ）の要件を満たす事業については、令和11年度までに限り適用する。

附則

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算にかかる交付金事務から適用する。
2. 第8項については、令和6年3月31日までに承認を受けた地域計画の変更に限り、なお従前の例によることができるものとする。

別表 1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. 分散型資源回収拠点施設	同 上
3. エネルギー回収型廃棄物処理施設	同 上
4. 高効率ごみ発電施設 （平成 25 年度以前に着手し、平成 26 年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第 19 項の事業を平成 25 年度に実施している場合に限る。）	同 上
5. 廃棄物運搬中継施設	同 上
6. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同 上
7. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同 上
8. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 （交付率 1 / 3）	同 上
10. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 （交付率 1 / 2） （し尿処理施設に限る。）	同 上
11. 漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
12. コミュニティ・プラント	同 上
13. 浄化槽設置整備事業（少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業を除く。）	事業に要する費用
14. 公共浄化槽等整備推進事業	同 上
15. 廃棄物処理施設基幹的設備改造事業 （エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に限る。）	都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業に要する費用

16. 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
17. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
18. 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同 上
19. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
20. 長期広域化・集約化計画策定支援事業	中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032923号）に基づく長期広域化・集約化計画の策定のために必要な調査、協議会の設置・運営等に要する費用

備考

1. 令和10年度以降に新たに着工する別表1の第3項における交付限度額を算出する場合の要件に掲げる費用については、以下の定めるところにより算出するものとする。なお、（2）については沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島を除く。

（1）循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032920号）（以下「施設規模算定通知」という。）に基づく施設規模を用いて算出された費用を上限値とする。なお、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、次に掲げる式により算出された額とする。

施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合の算定式

交付限度額を算出する場合に掲げる費用＝施設の新設に要する費用×A／B

A：施設規模算定通知に基づく施設規模

B：整備予定の施設規模

（2）整備予定の施設規模に応じて、一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当た

りの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について(通知)(令和6年3月29日環循適発第24032921号)別紙「施設規模ごとの焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)」に定める施設規模ごとの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)を適用するものとする。ただし、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、(1)で算出された交付限度額を算出する場合に掲げる費用を整備予定の施設規模で除して算出された建設トン単価と施設規模ごとの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)を比較して低い建設トン単価を適用するものとする。

なお、適用する交付対象経費上限値は、着工から竣工までの全期間において着工年度における交付対象経費上限額とする。ただし、スライド条項を適用した場合に限り、スライド条項適用年度から竣工までの期間において、適用する交付対象経費上限額はスライド条項適用年度における交付対象経費上限額とすることができる。

2. 令和10年度以前に着工する事業であって、令和7年度から令和9年度の間に、要綱第5の第2項による交付を受ける場合においては、前項の規定によるものとする。

3. 公共浄化槽等整備推進事業には、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業又は当該選定事業者が所有する施設を浄化槽法(昭和58年法律第43号)第12条の6の規定に基づき市町村が公共浄化槽として管理する事業を含む。

別表 2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	$1 / 2 \times (A + B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$
奄美群島	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$

備考

A： 別表 1 の第 1 項、第 2 項、第 3 項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。）、第 4 項（高効率発電に必要な設備を除く。）及び第 5 項から第 9 項までの事業（第 6 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第 15 項から第 18 項の事業（第 16 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）及び第 19 項の事業（第 4 項、第 6 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業、第 10 項から第 14 項の事業及び第 16 項のうちし尿を処理する施設に係る事業を除く。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B： 別表 1 の第 3 項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。）、第 4 項（高効率発電に必要な設備に限る。）、第 6 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業、第 10 項から第 14 項及び第 16 項（し尿を処理する施設を整備する事業に限る。）の事業並びに第 19 項の事業（第 4 項、第 6 項のうちし尿を処理する施設を整備する事業、第 10 項から第 14 項までに係る事業及び第 16 項のうちし尿を処理する施設に係る事業に限る。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額